

最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明

中央最低賃金審議会は、毎年7月下旬頃、厚生労働大臣に対し、地域別最低賃金改定の目安について答申しており、本年も2022年度地域別最低賃金額改定の目安についての答申を行うことが見込まれる。昨年の中央最低賃金審議会は、全国加重平均28円の引上げを答申し、これに基づき各地の地域別最低賃金審議会において、地域別最低賃金額が決定された。茨城県では、中央最低賃金審議会の答申通り28円の引上げが行われ、茨城県の2021年度最低賃金は879円であった（2020年度の最低賃金は851円）。

最低賃金制度は「すべての労働者を不当に低い賃金から保護する保全網（セーフティネット）」であり、最低賃金で働いたとしても人間らしい生活を持続的に営むことができるようにする必要がある。

しかし、長期に及ぶ新型コロナウイルスの感染蔓延による働く者の収入への影響に加え、ロシアのウクライナ侵攻の影響により、ガソリンや食料品、光熱費等生活関連品の価格が上昇している。最低賃金で働いたとしても人間らしい生活を持続的に営むためには、最低賃金を引き上げることが喫緊の課題といえる。フランスやドイツ等諸外国では、コロナ禍で経済停滞する状況下においても、最低賃金の大幅引上げを実現しており、我が国でも2022年において大幅引上げが必要である。

また、最低賃金の地域間格差が依然として大きいことも、重大な問題である。2021年度最低賃金は、最も高い東京都で1041円、最も低い高知県と沖縄県は820円であり、221円の開きがあり、茨城県と東京都でも162円の開きがある。しかしながら、労働者の生計費は最近の調査によれば、都市部と地方の間で、ほとんど差がないことが明らかとなっている。地方では、都市部と比べて住居費が低廉であるものの、公共交通機関の利用が制限されることから、自動車の保有を余儀なくされることが背景にある。労働者の最低生計費に地域間格差がほとんど存在しない以上、全国一律最低賃金制度についても積極的に検討すべきである。

他方で、最低賃金の引上げによって経営に大きな影響を受ける中小企業に対しては、その支援も必要である。最低賃金引上に伴う中小企業への支援策として、現在、国は「業務改善助成金」制度により影響を受ける中小企業に対する支援を実施している。しかし、同制度は中小企業にとって必ずしも使い勝手の良いものとはなっておらず、利用件数はごく少数である。我が国の経済を支えている中小企業が、最低賃金を引き上げても円滑に企業運営が行えるように、社会保険料の事業主負担部分を免除・軽減することによる支援等十分な支援策を講じることが必要である。

当会は、地域経済の健全な発展と労働者の健康で文化的な生活の確保のために、中央最低賃金審議会が本年度、地域間格差を縮小しながら全国全ての地域において最低賃金の大幅な引上げを答申することを求める。また、茨城地方最低賃金審議会においては、最低賃金の引上げには地域経済の活性化効果があることも踏まえ、主体的に茨城県の最低賃金額の大幅な引上げを図ることを求める。

以上

2022年（令和4年）6月8日

茨城県弁護士会

会長 亀田 哲也